

おおすみ地域力アップ支援事業 実施要領

第1 目的

この要領は、おおすみ地域力アップ支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱及び大隅地域振興局地域振興推進事業事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

事業主体は、県内に主たる事務所又は活動の拠点を置く集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体その他の地域づくり活動に取り組む団体（これらの団体からなる実行委員会等を含む。以下「団体」という。）とする。

第3 募集枠

1 一般枠

団体が大隅地域振興局管内（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。以下「大隅地域」という。）で実施する地域づくりイベントや活動について、第7に定める補助率・補助金額のとおり補助する

2 スポーツイベント枠

団体が大隅地域で実施するスポーツイベントについて、第7に定める補助率・補助金額のとおり補助する

第4 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 大隅地域において実施する事業であること。
- 2 一般枠は、「大隅地域 地域振興の取組方針」に記載の大隅地域の課題や取組方針に沿った取組であること。
- 3 一般枠で実施する事業のうち、イベントを開催するものについては、2以上の市町村から参加者等を募ること。
- 4 スポーツイベント枠で実施するスポーツイベントは、「大隅地域 地域振興の取組方針」に記載の大隅地域の地域資源（施設やコース、景勝地等）を活用すること。
- 5 スポーツイベント枠で実施するスポーツイベントは、2以上の市町村から参加者等を募ること。
- 6 団体が、自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする受益者が特定される事業でないこと。
- 7 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組が継続的に行われることが見込まれるものであること。
- 8 他の事業等から補助を同時に受けないこと（※但し、他の事業等で不採択になったものは対象として応募できる）。
- 9 既存のイベントについては、地域外からの交流人口の増大や産業振興につながるもので、規模の拡充や新たな取組を追加すること。

第5 事業企画書の提出

事業を実施しようとする団体は、事業企画書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を大隅地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。

第6 事業の承認

大隅地域振興局長は、第5により提出された事業企画書が第4の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる事業について第5の承認をする場合は、別記第3号様式により通知するものとする。

また不承認の場合は、別記第4号様式により通知するものとする。

第7 補助率及び補助金額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。補助金額は、一般枠が上限300千円、スポーツイベント枠が上限500千円とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第8 補助金の交付等

補助金の交付等は、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱、大隅地域振興局地域振興推進事業事務取扱要領に定めるとおりとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、大隅地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。